

東京都知事 小池百合子殿

2024年12月16日
公益財団法人ユニジャパン
代表理事・理事長 松岡宏泰

要望書

来年度の東京国際映画祭に向けた東京都への要望について

1. 日本の映画業界の現状について

2024年上半期(2024年1月～6月)の映画界全体の興行収入は、前年同期比約89%の約1058億円となり、4月公開の『名探偵コナン 100万ドルの五稜星(みちしるべ)』(配給:東宝/シリーズ初の150億円超え)と、2月公開の『劇場版ハイキュー! ゴミ捨て場の決戦』(配給:東宝)の2作品が100億円超えとなりました。上位5作品中4作品がアニメーション映画で、昨年引き続きアニメーション作品が映画業界をけん引する形となりました。

邦画の実写作品では夏興行の映画『キングダム 大將軍の帰還』(配給:東宝)が、4作目にしてシリーズ最高の80億に迫る大ヒットを記録(現在公開中)し、『変な家』(配給:東宝)が若者を中心に動員を集め興収50.5億円の大ヒットとなりました。また、『九十歳。何がめでたい』(配給:松竹)『帰ってきた あぶない刑事』(配給:東映)といった中高年層向けの実写邦画が、10億円を超えるスマッシュヒットを記録しました。一方、洋画作品については、23年12月公開のウォルト・ディズニー100周年記念作品『ウィッシュ』(36億円)、同じく12月公開の『ウォンカとチョコレート工場のはじまり』(配給:ワーナー ブラザース/23.7億円)を含む5作品が興収10億円超えとなりました。日本公開を巡って社会的な話題にもなった、原爆の父を描くクリストファー・ノーラン監督のハリウッド大作『オッペンハイマー』(配給:ビターズ・エンド)は18.5億円となり、社会問題に関心のある観客層を主体とした興行結果となりました。邦洋問わず実写映画の傾向としては、優勝劣敗の傾向が更に強まり、ミニシアター系の小規模作品は依然として厳しい状況です。従って、映画業界発展の為には多様性に富んだ様々な作品を提供する場が極めて重要であると考えます。

また、昨年度の第36回東京国際映画祭オープニング上映作品『PERFECT DAYS』(配給:ビターズ・エンド)が、第96回米アカデミー賞®の国際長編映画賞の候補作となったほか、クロージング上映作品『ゴジラ-1.0』(配給:東宝)が日本映画初の最優秀視覚効果賞を受賞しました。また、第76回エミー賞®では、真田広之ほか日本人俳優が多数出演した『SHOGUN 将軍』が、史上最多の18部門を受賞するなど、邦画作品や日本人クリエイターが海外で目覚ましい活躍をした1年でした。

日本での撮影に目を向けると、多様なロケ地やアクセスの良さ、優れたサポート体制により

東京はロケ地としての魅力に溢れております。日韓のクリエイターがコラボする配信シリーズ『ガス人間』(製作:東宝)は現在、東京都内を中心に撮影を行っており、今後世界 190 カ国以上で配信予定です。この作品は、世界の人達に東京の素晴らしい街並みを知って頂ける貴重な機会になると思います。こうした、東京へのインバウンドに貢献出来るのもひとえに東京都の多大なるご尽力のお陰です。改めて御礼申し上げます。

2. 東京国際映画祭の役割・意義について

第 37 回東京国際映画祭(2024 年 10 月 28 日~11 月 6 日:10 日間)は、昨年に引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区で開催され、昨年対比 110%の入場料収入、同 110%の上映・イベント動員数を記録し、大盛況となりました。特に日比谷仲通りでのオープニングレッドカーペットについては、観覧スペースを拡充した結果、昨年対比 245%の観客動員数を記録し、大きな賑わいとなりました。

また、国際映画祭の重要な目的である人的交流のための海外ゲスト招聘者も増やし、結果的には TIFFCOM 参加者も含め、昨年対比 118%となる 2500 名を超える方をお迎えする事ができました。海外ゲストと国内映画関係者(映画監督、プロデューサーなど)との交流の場も様々に組むことができ、国際映画祭の大きな役割を示すことができたと思います。

東京国際映画祭は、ユニジャパンの定款にある「わが国の映像文化並びに映像産業の振興を通じて(文化的で豊かな国民生活の実現を目指すとともに)、海外に対してわが国の良好なイメージを発信し、国際友好と文化及び産業交流の増進を図ることにより、広く公益に寄与すること」に合致している事業です。今後も海外からの招聘に一層の力を入れ、同時に、オンラインの有効活用を組み合わせ、従来以上の活発な交流を取り戻すようにしていきたいと考えます。

東京国際映画祭は、その 39 年の歴史(第 1 回は 1985 年開催)や国際的な知名度において、間違いなく東京の魅力を引き続き強く発信できる、国際的な文化イベントであると確信しております。

3. 東京国際映画祭が 2025 年度に向けて目指す方向、及び、東京都への要望

① 主要部門(コンペティション部門)の継続的な実施強化

コンペティション部門、及び、アジアの未来部門の国際審査委員を招聘し、この 2 つのコンペティティブ部門を核に、ガラ・セレクション部門、ワールドフォーカス部門、NIPPON CINEMA NOW 部門、アニメーション部門、ユース部門、TIFF シリーズ部門、日本映画クラシックス部門等を実施致します。

次年度(2025 年)も基本的に今年の実施体制を継承し、国際映画製作者連盟(FIAPF)の認定する長編コンペティション部門を擁する 15 の映画祭※の一つとして、従来のコンペティ

ション部門を実施致します。

※他の主な映画祭として、ベルリン、トロント、ロカルノ、上海、釜山等が認定されております。

【具体的な要望】

コンペティション部門実施への引き続きのご支援をお願い致します。

② 映画祭上映会場のグレードアップ(収容能力の高いメイン会場の確保、開催地域の拡大)

東京国際映画祭がカンヌ映画祭やベネチア映画祭など、世界に名立たる映画祭との差別化を行う上で、日本の伝統が感じられる地域、会場として、引き続き日比谷・有楽町・丸の内・銀座地区を活用します。この地域には、映画・演劇の伝統が根付いており、複数の映画館、大型イベントが実施できるホールや高級ホテルも多数あり、街そのものの魅力も大いにある、日本・東京の中心地です。

各会場も近距離に配置され、徒歩にて移動もでき、参加される方々にとっても大変アクセスがしやすくなっております。次年度(2025年)は、更なる上映会場、イベント会場の拡大を図り、映画人が集い、親睦を深める場としても申し分のない場所とします。また、そこでしか体験できない要素も組み込み、再び参加したくなる、人に薦めたいくなる映画祭を目指します。更に、東京をより多面的に活用することで、様々な街の魅力を伝え、より多くの方の参加が見込めるようにします。

【具体的な要望】

メイン会場、及び、周辺の数多くの上映会場の維持・拡大に対する引き続きのご支援をお願い致します。

③ 海外の映画人・プレス・インフルエンサーとの交流強化

映画祭の重要な柱は、優れた作品の上映と並んで、国内外の映画人同士の交流を深めることです。それにより、東京国際映画祭と日本映画の国際社会での認知度が高まり、日本と諸外国との映画を通じた交流・協力関係の強化につながることを期待されます。また、そのことは、結果として、日本、特に東京の存在を更に一層世界に知らしめることになり、観光客の誘致にもつながっていくものと思われまます。

【具体的な要望】

有力な映画関係者(含むメディア)の招聘・交流強化に対する引き続きのご支援をお願い致します。

④ 映画祭におけるオンライン活用強化

オンラインによる生配信やアーカイブ配信の重要性は高まっています。フィジカルな上映・イベントの実施をベースとしつつも、オンラインの取り組みについては、収容人数に制限のある場の配信など効果的な形で行い、国内外を問わず、今まで参加できなかった

った地域の方々の参加を促すような仕組みづくりを行い、リアルな参加者増につながるように致します。

【具体的な要望】

オンライン視聴者増を目的とした映画祭の様々なイベントの効果的な配信(生配信含む)の実施、及び、映画祭参加者増を目的としたウェブ上での登録システムの構築に対する継続的なご支援をお願い致します。

⑤ 文化的記念イベントとしての屋外上映の実施

映画祭が日比谷地区中心に行われるようになり、東京ミッドタウン日比谷 日比谷ステップ 広場で行われる屋外上映は定着しました。屋外上映の実施は、映画祭のイベントそのものの見え方の広がりにつながり、多様な映画の楽しみ方を提供でき、また、祝祭感のあるイベントにする上でも重要であり、今後も継続していく所存です。

【具体的な要望】

屋外上映実施への継続的なご支援をお願い致します。

⑥ 映画産業の青少年育成事業の実施・強化

映画における人材育成の観点で行っているユース部門ですが、TIFF ティーンズ映画教室、及び、対象者を小中高に特定した上映部門の実施は、映画制作、及び、映画鑑賞を行う若年層の育成の意味で重要です。また、2023 年度より、新たに国際的な視野に立った若者の育成を目的とした取り組みを行いました。具体的には、CCAJ(フランスの代表的な児童映画ワークショップ)、BIKY(釜山児童映画祭)の2団体の代表者らを招聘し、TIFF ティーンズ映画教室の参加者たちと交流するシンポジウムです。実施の際は、活発な意見交換が行われ、大変有益な場となりました。

【具体的な要望】

2023 年度からの新たな取り組みも含め、ユース部門の継続的な実施に対するご支援をお願い致します。

⑦ ウィメンズ・エンパワーメント部門の実施

今年度より新たにウィメンズ・エンパワーメント部門を実施いたしました。女性監督の作品、あるいは女性の活躍をテーマとする作品に焦点をあてた部門で、初代駐日マケドニア大使であり、2021年に第34回東京国際映画祭で「Amazon Prime Video テイクワン賞」の審査委員も務めたアンドリヤナ・ツヴェトコビッチがシニア・プログラマーとして選定した、世界各国の新作映画7本を上映しました。

また、東京国際女性映画祭の第15回目を記念し製作されたドキュメンタリー『映画をつくる女性たち』(2004)を上映するとともに、女性監督のパイオニアたちのあゆみ、そして女性の躍進を支え続けた故・高野悦子氏がジェネラル・プロデューサーをつとめた東京国際女性映画

祭(1985～2012)の功績を振り返り、切り拓かれた道を歩き続ける女性監督たちがこれまでとこれからを語り合うシンポジウム『女性監督は歩き続ける』を開催しました。

更に、7シリーズにわたり放送され10年間同クール連続ドラマ平均視聴率第1位を記録した人気テレビドラマの初映画化作品『劇場版ドクターX』を、主演の米倉涼子ほかゲストによるトークを交えて上映いたしました。

SDGsの17のゴールの1つである「ジェンダー平等の実現」は、男女平等を実現し、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げる事を目的としております。東京都が推進している女性活躍促進の取組みとも足並みをそろえ、本部門を継続していく所存です。

【具体的な要望】

ウィメンズ・エンパワーメント部門実施への継続的なご支援をお願い致します。

⑧ アジア学生映画コンファレンス(仮称)の新設

今年度の映画祭では「アジア映画学生交流プログラム 2024」と題し、アジアで映画を学ぶ学生を招き、黒沢清監督のマスタークラス、および学生同士の交流会を行い、大きな成功をおさめました。本企画は、このプログラムを更に発展させ、映画を志すアジアの学生たちの交流をはかるとともに、アジアの学生たちが制作した映画のコンペティションを行い、最終的にはアジア映画の未来に貢献することを目標とします。

具体的には、来年度の第38回東京国際映画祭の期間中に、東アジア・東南アジア・南アジアの国・地域を対象に、(1) アジアの映画学校で制作された短編映画のコンペティション、(2) ファイナリスト監督を含む参加学生に対し、日本および海外の監督、プロデューサー、スタッフ、俳優、業界関係者によるマスタークラスの開催、(3) 撮影所見学、ポストプロダクションスタジオ見学、ロケーション候補地訪問など、参加する学生たちが将来映画を制作するにあたって有益と思われる施設・場所を対象とするエクスカージョンの実施、を行いたいと考えております。

【具体的な要望】

この新しい企画の実施に対するご支援をお願い致します。

以上

令和6年12月16日

東京都知事
小池 百合子 様

東京都漁業協同組合連合会
代表理事会長 関 恒美

令和7年度東京都予算に対する要望について

平素より、東京の漁業振興に関し、格別のご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

また、燃油や出荷資材の価格高騰に対して、ご支援を頂き、重ねて感謝申し上げます。

東京都漁業協同組合連合会は、島しょ及び東京内湾の18の漁業協同組合等を会員とし、会員に対する漁業用燃油や出荷資材の供給、会員が漁獲した水産物の販売、漁業経営に関する指導を行っています。

東京の漁業は、東京湾から小笠原までの広大な海域で行われており、都民に新鮮で多様な水産物を供給するとともに、島しょ地域においては、地域経済を支える重要な産業の一つとなっています。

しかしながら、近年、気候変動がもたらす海洋環境の変化などにより、水産資源の減少が進み、また、原油の高騰により燃油や出荷資材の価格は上昇傾向にあります。加えて、漁業者の減少や高齢化も急速に進んでおり、様々な課題が山積しています。

本会といたしましても、持続可能な漁業を実現するため、漁業者、漁業協同組合と一体となり、資源管理の推進や漁業の担い手の確保・育成、漁家・漁協経営の安定等に努めておりますが、脆弱な経営体質などからその取組には限界があります。

つきましては、東京の漁業を維持・活性化させるため、令和7年度東京都予算において、下記の主要6事項について、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

記

1 水産資源の持続的な利用

キンメダイ等の主要な水産資源について、資源管理型漁業の基礎となる資源評価の精度向上や海水温上昇など気候変動に対応した藻場造成、漁業と遊漁（船釣り）の共存に向けた資源管理体制の構築等を推進し、漁業者が水産資源を持続的に利用できるよう支援をお願いします。

（説明）

キンメダイ等の資源管理を進めるには、その基礎となる資源評価の精度向上が不可欠であるため、島しょ農林水産総合センターの調査・研究体制の強化や漁船を活用した操業情報収集システムの充実など、評価の質を高める取組の一層の推進をお願いします。

また、テングサ等の海藻は漁業者の収入になるだけでなく、これらが繁茂する藻場は、イセエビやトコブシ等磯根資源の生息の場であり、二酸化炭素を吸収する大切な役割も果たします。新たな藻場造成種等の検討を実施するなど、藻場を早期に再生する技術開発を推進して頂くようお願いします。

さらに、漁業と遊漁の共存に向けて、遊漁の実態把握を行い、キンメダイ等の資源管理を強化して頂くようお願いします。

2 漁業の担い手の確保・育成

東京フィッシャーズ・ナビを核として、漁業系統団体や町村等と連携し、漁業の担い手の確保・育成に係る各種取組の一層の推進をお願いします。特に若年層に対して、漁業への興味や関心を抱かせる新たな取組の実施をお願いします。

また、担い手の確保・育成の主体である漁業協同組合について、人手不足の状況下にあっても効率的に業務を遂行できるように、漁協経営への支援の強化をお願いします。

（説明）

漁業者の減少と高齢化が急速に進む中、漁業の担い手の確保・育成は喫緊の課題となっています。このため、「東京の漁業人材確保・育成事業」を一層推進するとともに、特に若年層に対して、漁業への興味や関心を抱かせる新たな取組を実施して頂きますようお願いします。

また、担い手の確保・育成の主体である漁業協同組合について、人手不足の状況下にあっても効率的に業務を遂行できるように、給与や会計に係る事務の改善、職員のスキルアップ、荷捌き作業の効率化推進等、漁協経営への支援の強化をお願いします。

3 漁家・漁協経営の安定

燃油や出荷資材、電気料金等の高騰、サメ・イルカによる漁業被害など、漁業者の自助努力を超えた社会経済・自然環境の変化に対して、漁業者が漁業を継続できるように、現在実施している支援の取組を継続して頂くとともに、新たに生産施設維持に係る電気料金の負担軽減を図って頂きますようお願いいたします。

また、海洋環境の変化により漁獲量の減少が進む中、漁協経営は厳しさを増しており、各漁協の経営改善の取組を後押しする事業の創出や体制の強化を図って頂きますようお願いいたします。

さらに、海洋環境の変化に左右されない取組として注目を集めている陸上養殖について、島しょ地域においても漁協等による事業化が可能か調査して頂くようお願いいたします。

(説明)

燃油や出荷資材、電気料金等の高騰、サメ・イルカによる漁業被害など、漁業者の自助努力を超えた社会経済・自然環境の変化が生じた場合でも、漁業者が継続して操業できるように、燃油や資材関係の補助及び食害生物等追払い対策等に係る補助を継続するとともに、新たに生産施設維持に係る電気料金の負担軽減を図って頂きますようお願いいたします。

また、海洋環境の変化に左右されない水産業の構築に向けて、各漁協の経営改善の取組を後押しする事業の創出や体制の強化を図って頂きますようお願いいたします。

さらに、新たな取組として注目を集めている陸上養殖について、島しょ地域の漁協等と連携し、トコブシ等の陸上養殖に係るモデル事業を実施して頂きますようお願いいたします。

4 東京産水産物の販路の多角化と生産・流通の促進

東京産水産物の販路の多角化を図るため、海外販路開拓に係る都の取組を拡充して頂きますようお願いいたします。

また、東京産水産物の生産・流通の取組を促進して頂くようお願いいたします。

(説明)

東京産水産物について、海外における商品提案会や見本市への出展、試験的な輸出への支援等、海外販路開拓に係る都の取組を拡充して頂きますようお願いいたします。

また、漁協女性部等が取り組む新たな需要に対応した商品開発や生産体制の構築への支援の取組を促進して頂きますようお願いいたします。

5 漁業施設及び漁場の整備

各漁協が要望している漁業施設の整備や、漁場造成等について、現行の補助率維持を含めて、取組の支援をお願いします。

(説明)

漁業生産活動に不可欠な冷蔵施設など、各漁協の生産基盤施設が更新期を迎えていることから、施設の着実な更新が図られるよう引き続き支援をお願いします。

また、海水温の上昇など海洋環境の変化により、テングサ等の海藻やサザエ等の貝類など磯根資源が大幅に減少しているため、環境の変化に効果的な漁場造成を進めて頂くようお願いいたします。

なお、事業の実施においては、漁協の脆弱な経営体質を斟酌頂き、補助率の現状維持などの配慮をお願いします。

6 島しょ農林水産総合センター及び栽培漁業センターの機能強化

更新期にある八丈事業所（水産庁舎）と栽培漁業センターについて、気候変動による海洋環境の変化や漁業者ニーズに対応した機能強化をお願いします。

(説明)

施設や設備の老朽化が進み更新期にある八丈事業所（水産庁舎）と栽培漁業センターについて、計画的にリニューアルを進め、併せて調査・研究体制を強化して頂くようお願いいたします。

リニューアルに際しては、気候変動がもたらす海洋環境の変化への対応等、専門化・高度化する課題に対して、漁業者ニーズを考慮し、的確に対応できるよう機能強化をお願いします。

以上

令和6年12月16日

東京都知事
小池 百合子 様

一般社団法人東京都木材団体連合会
会長 庄司 良雄

令和7年度東京都予算編成に対する要望について

平素より木材の利用拡大につきまして、格段のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

私ども一般社団法人東京都木材団体連合会は、13会団により木材の流通を担当しており、傘下の組合員数は約900社で構成されており、江戸開府以来、木材の集積・供給を担ってまいりました。

木材の利用は、人々の暮らし・山村地域の振興のみならず、他の資材と比べて製造時のエネルギー消費が少ないなど、地球環境の保全に大きく貢献するものであり、2050年カーボンニュートラルに向けた我が国の施策にも合致するものです。森林を保全し、林業を通じて森林を守り育てるためにも、また、SDGsの観点からも、木材利用拡大に取り組むことが重要と考えております。

このようなことから、広範な都民の理解と支援を得つつ、

住宅、公共施設などの建築・外構はもとより、内装に至るまで木材利用が一層促進されるよう次の事項を要望いたします。

1 国産木材の需要拡大

我々木材業界は、国内木材需要の減退に長年直面している中、需要拡大に向けたイベントとして「木と暮らしのふれあい展」を東京都と私たち都木連で共催し、大消費地である都心部で、木の良さを発信しています。

「木と暮らしのふれあい展」は昭和56年から始まった歴史あるイベントで、41回目となる令和6年度は10月5日、6日の2日間、都立木場公園で開催しました。今回も多くのお客様でにぎわう充実したイベントとなりました。

今年度、このイベントへの補助金の増額をしていただき、心より感謝申し上げます。物価高の影響を受け、開催経費が大幅に増加している中、今回の補助金増額は大変ありがたく、有効に活用させていただきました。

今後も毎年開催を予定しておりますので、引き続きご協力をお願いします。

2 内装への木材利用への支援

まずは、本年7月17日に「全国知事会国産木材活用プロジェクトチーム会議」での講演の機会をいただきありがとうございました。

木材を見たり、触ったりすることで、人が生理的にリラッ

クスする効果があるということが解明されつつあり、このことについて千葉大学と共同で研究しています。このような効果を含めて木の持つ素晴らしさを「木力」と名付け、木材利用を掘り起こすべく、私たちは日々発信しています。

今回の講演では、「木力」を全国の知事の皆様たちに直接訴える機会となりました。そして、我々の思いはしっかり届いたと自負しております。「木力」が広まることで、全国の木材需要が拡大するきっかけになればこの上ない喜びであります。

このような木の持つ特性が木造住宅の新築につながればいいのですが、特に都市部では住宅が充足していることや防火の観点からも、新たな需要は大きく期待できません。

そこで、我々は「木力」によって室内環境の改善が期待できることから、国産木材、例えば「スギ」や「ヒノキ」等を壁面や床に使用することを従来から提案してきました。

東京都では、昨年度から「東京の木 多摩産材 木材利用ポイント事業」の対象に「リフォーム」を追加していただいたところでもあります。引き続きマンションや住宅のリフォームに国産木材をより多く活用していただけるような支援をお願いいたします。

また、東京都で今後実施する施設の建て替えや改修の際には、引き続き木材の利用を優先してご検討いただくことをお願いします。各地にある公共施設や都立の学校、駅構内、その他さまざまなどころでの積極的な木材活用を期待しています。私たちは積極的に協力させていただきます。

要 望 書

令和6年12月

東京都森林組合

(一社) 東京都森林協会
東京都治山林道協会
多摩木材センター協同組合
東京都素材生産組合
東京都林業研究グループ連絡協議会

令和6年12月16日

東京都知事
小池百合子様

東京都森林組合
代表理事組合長 木村 康雄

令和7年度東京都予算編成に対する要望について

平素より、東京の森林・林業振興につきまして、格別のご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、私ども東京都森林組合は、東京都全域（島しょ部含む）を対象とし、森林所有者約2,600人の組合員を擁する協同組合であり、現在、都内の約7万9千ヘクタールの森林を計画的に整備し、毎年約2万㎡のスギやヒノキの「とうきょうの木」を出荷し、その利用拡大に取り組んでおります。

東京の森林は、木材生産はもとより、二酸化炭素の吸収、酸素の供給を始め、水源涵養、土砂災害の防止、都民の憩いの場の提供など多面的な機能を有する都民共通の貴重な財産であります

しかし、長引く木材価格の低迷に伴い、森林循環の停滞により、植林されてから60年が経過した多くの森林では二酸化炭素の吸収が低下するなど地球温暖化問題にも影響を及ぼしているのが実情であります。

こうした中、東京都における「森林循環に資する花粉発生源対策」や「森林再生事業」等の実施により、植林から下刈り・間伐などの一連の森林整備を、当組合を始めとする林業事業体が進めることにより、その機能が一層発揮されているものと認識しております。

一方、新型コロナウイルス感染症は分類が2類から5類に引き下げられ、従前の生活に戻りつつあり、様々な催しも再開されておりますが、円安や緊迫するウクライナや中東情勢の影響を受け、諸物価や原油価格の高騰が続くものの、賃金の上昇が追い付いていないのが実情であります。

このような情勢下、抜本的な木材価格の改善には至らず、人件費だけは高騰するなど、今後の林業経営等に大きな影響が出ることを懸念しております。

また、森林経営管理法の施行により、その財源となる森林環境譲与税につきましては、令和元年9月から東京都を始め各区市町村に交付されてきましたが、この財源の有効活用に向け、今後は、森林整備はもとより「とうきょうの木」の利用拡大を図るため、川中・川下である区市との連携を強化し、川上である東京の森林が更に整備されることを願い、東京都や関係する区市町村の協力と支援を仰ぎ、東京の森林の整備・保全に尽力してまいり所存であります。

つきましては、令和7年度の東京都予算編成に際し、「森林の整備と林業・木材産業の振興」等に関する下記の17項目につきまして、特段のご配慮を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。

記

【森林整備関連】

1 森林循環の促進に向けた対策の強化

平成18年度より開始された東京都の「スギ花粉発生源対策主伐事業」を起点に、その後「森林循環促進事業」「森林循環促進に資する花粉発生源対策事業」等に名称が変更されましたが、この間、当該事業により着実に森林の循環が促進されております。

また、これまでシカの食害の影響により伐採が対象外となっていた多摩川北岸域におきましても事業地としての取り組みを開始していただきました。

しかしながら当該事業は、急峻な地形が多くある東京の森林におきましてスギ・ヒノキ林を伐採・搬出し、その跡地に地拵えを行い、花粉の少ないスギ・ヒノキを植林し、下刈り等の保育作業を実施しております。

こうした一連の施業を行う中、特に夏場に実施する下刈り作業は、直射日光を遮る場所もなく、気温が異常なほど上昇し、作業地では常に熱中症の危険が伴うなど、森林整備を担う林業経営体は、急峻な地形や気象条件のもとでの対応を行っているのが実情です。

加えて、施業を行う作業員は高齢化が進み、更に過酷な施業に従事する労働条件から作業員の後継者育成や確保が困難となり、伐採、利用、植栽、保

育という森林の循環を継続していくことが危惧されております。

こうした現状を踏まえ、多摩地域の急峻な地形や林道等からの施業地までの通勤時間等を考慮した現状に即した施業歩掛の補正に加え、安全対策や保育作業を担う林業経営体に対する経営面での支援の強化等の拡充を要望するものです。

2 保育のための間伐事業の更なる推進・強化

(1) 造林補助間伐の推進

国の間伐補助対象森林の要件は、森林経営計画による認定森林が条件であり、一定の林齢以下で一定量以上の間伐材を搬出する森林が対象となっております。

しかし、東京の森林は地形が急峻で所有森林面積も小規模に細分化されており、また搬出経費が割高となる等間伐材の搬出が困難であり、林齢も高いこと等から国庫補助の対象外となる森林の割合が多く存在しております。

こうした状況の中、これまでも東京都単独による間伐の助成を受け、整備を進めていますが、未実施で適正に整備しなければならない森林も多く存在していることから、引き続き東京都単独の助成の継続を要望するものです。

(2) 森林再生事業の強化

森林は木材生産のみならず、水や空気を育み、私達や動植物の生息環境を守ってくれる大切な財産と位置づけ、森林の働きを回復するために、手入れが行われず荒廃している多摩地域の奥山のスギ・ヒノキの人工林において、環境面の強化を図るための「森林再生事業」が実施されてまいりました。

本事業により多摩地域の森林において間伐や枝打ちが実施され、地域の環境面での整備が進められるとともに、林業事業体の育成等にも寄与し地域の活性化も図られてまいりました。

しかしながら、新たに事業を実施する個所や枝打ち実施個所、更に2回目間伐対象個所等もあることから本事業を引き続き継続するとともに、特に間伐された立木を搬出し有効に活用できる支援を要望いたします。

3 林道・森林作業道に対する整備促進の強化

(1) 森林循環の促進に資する林道等の開設予算の確保

多摩地域の森林は急峻な地形に加え、小規模所有者が多いことから、より効率的な林業経営を行っていくためにも、重要な基盤施設である路網の整備が不可欠となっております。

このような状況を踏まえ、従来からの「林道開設事業」に加えて平成27年度から市町村と連携した「林道整備促進事業」が実施されております。

しかし、急峻な地形が多いこと、また岩盤な地形や軟弱地盤個所の対応等で開設単価が割高となり林道開設が進まないも状況となっておりますので、引き続き路網開設の促進を図るための開設予算の確保を要望いたします。

(2) 高性能林業機械に適応した既設林道の改良促進

現在、森林整備の取り組みの一環として、東京都の方針でもある高性能林業機械等の導入による施業の低コスト化を図る取り組みを行っております。

しかし、既設林道の中には、耐荷重不足な橋梁や狭い道路幅員となっている個所が存在しており、高性能林業機械を含め伐採木などを運搬する大型車両の搬入ができない林道も多く、高性能林業機械等が活用されていないのが実情となっております。

このため、高性能林業機械等の導入が可能となる林道の改良等の計画的な整備方針を構築し、施業の低コスト化の推進に向けた対策を講じるよう要望いたします。

4 集約化施業の推進強化

(1) 森林境界の明確化の更なる推進

多摩地域における森林の個人所有規模は5ha未満が9割となっており、小規模に分散している特徴があります。

このため、森林施業効率が悪く荒廃の原因となっており、特に所有者の高齢化や相続等に伴い、所有する森林の境界が不明確となる森林が増加している現状を踏まえ、その対策として東京都の独自事業として「森林経営効率化支援

事業」が実施されております。

しかしながら、境界が不明確な森林は依然として多数存在しており、森林施業を進める上で支障をきたしているのも実情です。

また、これまで実施してきた境界明確化事業では、測量成果や境界確認資料等に不足を生じている個所や統一した資料データ作成がなされていない状況となっております。

このため、既存事業地の再確認を実施し再整備するとともに、継続した森林境界の明確化や集約化施業の拡大に向けた取組に対し更なる支援を要望いたします。

(2) 森林作業道設置の拡充強化

森林作業道設置に際しては、沢を横断する箇所や土場の設置等、構造物が必要な箇所等に対する予算化により、整備が進められております。

今後も作業道を活用し、間伐や間伐材の搬出等を行うためにも、間伐材や高性能林業機械等を仮置きする中間的な山土場の設置等も必要不可欠となることから、急峻な地形等の困難な個所における作業道の設置と山土場設置等に対する支援と助成の継続を要望いたします。

(3) 林業事業体等に対する支援強化の推進

林業は、他産業と比較して低収入であり、また労働災害発生率が高いことや林業事業体等が小規模零細で経営基盤が脆弱なことを踏まえ、都独自の経営基盤の強化、林業技術者の雇用の維持・安定化、労働環境整備による従事者の定着等の事業支援が実施されております。

しかしながら、零細な事業体が林業機械・設備等の導入や経営拡大・多角化等、経営基盤の強化に向けて計画的に進めるには、一定の年月が必要なことから、内容等を拡充し経営基盤が確立できるよう継続した支援を要望いたします。

(4) 林業労働力総合対策事業の支援強化

林業技術者は、国や都の林業労働力対策等により増加傾向にあるものの、森林整備に携わっている作業員は経験年数も浅く、また作業道の整備や伐採・搬出などの高度な技術を有している作業員が少ないのが実情であります。

このような中、令和2年度より、伐採・搬出技術者育成のための「東京トレーニングフォレスト」事業が具現化されました。

しかしながら、作業員の高齢化が進んでいる現状を踏まえ、この育成強化支援を活用し、林業事業体として経営基盤を確立し、3K「きつい、汚い、危険」職場での環境改善が図れ、若手作業員が短期間で離職することなく地域に定着し安定した生活が確保されるよう「林業労働力総合対策支援」を継続するとともに、更なる支援強化策を要望いたします。

5 台風災害等による林道災害復旧並びに治山対策の強化

昨今、地球温暖化に伴う「線状降水帯」の発生による土石流等が全国各地で多発し、甚大な被害状況となっております。

また、23区においても短時間での集中豪雨による浸水被害が発生するなど、今後の台風シーズンなど、多摩地域や島しょ部での被害の増大が懸念されております。

東京都においては、令和元年10月に襲来した台風19号により多摩地域の森林での斜面崩壊をはじめ、林道の路面洗堀や路肩、斜面の崩落等の発生により、各所で通行止めとなりましたが東京都や各市町村の尽力により各箇所復旧が図られ林道等も無事に開通していただきました。

しかしながら、現在でも檜原村や青梅市の一部の林道では通行止めが続いており、森林施業等に支障を来しているのが実状です。

更に、被災した崩落箇所等では森林の公益的機能が低下し、今後の集中豪雨や台風等により、下流域の人家等への影響も懸念されていることから、一部通行止めとなっている林道と被災した森林の早期復旧を図るとともに、多摩地域及び島しょ部において土砂災害等の未然防止対策を含め、治山事業や林道事業の強化並びに既存施設の点検・維持管理等を要望いたします。

6 第6期東京都第二種シカ管理計画の着実な実施

東京都のシカ保護管理計画は平成17年9月から開始され、令和4年4月には「第6期東京都第二種シカ管理計画」が制定されておりますが、多摩地域のシカの生息区域は青梅市、檜原村、奥多摩町で拡大し、更に八王子市、あきる野市、日の出町においてもシカの日撃情報が多数あるなど森林を抱える6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）まで拡大しております。

こうした状況から、苗木をシカの食害から防除するため、新植する個所では、シカ柵を先行する対策が講じられておりますが、立木の皮むき等による森林被害も拡大しており、植林地でのシカ柵設置に加え生息調査や森林被害調査等を含めた対策を行うとともに直近の計画にある効果的な対策と目標生息数の達成、またシカによる食害からの根絶に向けての対策に加え、シカの捕獲の担い手である狩猟者は高齢化が著しく、捕獲が困難な状況にあることなどから、狩猟者の確保・育成や効果的な捕獲方法等引き続きの対策強化を要望いたします。

7 ツキノワグマ対策

全国で「クマ騒動」が続いております。北海道、東北を中心にクマによる人身被害が多発しており、統計を取り始めた平成18年度以降最悪となっております。そのような中、意外なことに東京都内でもクマの日撃情報が相次いでおり、昨年は年間で194件の日撃情報等が報告されております。

そのツキノワグマの都内における生息地域は、東京都の西に位置する多摩地域（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）の森林であり、推定生息数は161頭前後となっております。

こうした状況から、多摩地域の森林では地球温暖化の影響を受け、クマの冬眠も減少傾向にあり通年に亘りクマとの遭遇が危惧されています。

一方、立木の皮むきなどによる林業的な被害も拡大しております。

幸いにもこれまで人的な被害はないものの常にクマと遭遇被害が発生する恐れもあることから早急に抜本的な対策を講じるよう要望いたします。

8 ナラ枯れ被害対策の推進

ナラ枯れの原因となる病害虫（カシノナガキクイムシ）が運ぶ病原菌により令和3年頃から八王子市、あきる野市、青梅市におけるナラ枯れの被害が急速に拡大し、現在では日の出町、奥多摩町において被害が拡大しております。

今後、檜原村においても被害が拡大することが予想されており、加えて森林内で被害を受けた樹木はナラ枯れにより枯損し、台風等による倒木の恐れがあり、人命や施設等への影響が危惧されております。

つきましては、早急に現地を調査するとともに、被害を受けている樹木の枯損木処理や健全なナラの木に対する薬剤の注入等の対策を速やかに行うよう要望いたします。

【林業・木材産業振興関連】

1 原木市場の機能強化対策への推進

多摩の森林から伐採・搬出されている原木丸太は、年間約24,000m³であり、その内の約7割の17,000m³を東京都で唯一の原木市場である多摩木材センター協同組合を通して地元や近隣の製材業者に販売されておりますが、東京都の「森づくり推進プラン」（令和3年6月改定）では令和12年度までに、伐採・搬出する原木丸太供給量を36,000m³と目標を定め、山林の保全と林業の活性化を図るための各種事業を推進していくとされております。

しかし、現在の原木市場の規模や施設では、原木丸太供給量を増加することが困難な状況となっております。

この様な状況を踏まえ、令和5年度から、運営を効率化し取扱量を増やことを目的に「多摩木材センター運営効率化検討委員会」を設置し、検討を重ねてまいりました。

その結果、「①選木機を導入して、当該センターの効率化を図ること。」「②当該センターの取扱量の増加を図るには市場の敷地面積を拡張すること。」の2つの対策を講じることにより、目標達成が可能との結論に達しました。原木市場は、この2つの効率化対策の実施に向け調査を開始しましたが、選木機の導入と敷地拡張には、多額の予算が必要であり、原木市場単独での実現は困難なことから東京都の特段の支援を要望いたします。

2 「とうきょうの木」の利用拡大の強化

東京の森林の人工林の多くは、昭和30年代に植林されたスギ・ヒノキであり林齢も60年が経過し収穫期を迎えております。

こうした中、東京都や区市町村においては、森林の循環を促進し「とうきょうの木」の利用を進めるとともに情報提供機能の強化を図っております。

「とうきょうの木」の利用拡大が図られることは、林業振興や地域経済の活性化に不可欠であり、また、地元で育てられた木材は地域の気候に適応し調湿作用等の働きを有することから、住環境にも適しております。

しかしながら、「とうきょうの木」の知名度の低さや利用されることで森林の循環が促進され、二酸化炭素の吸収や酸素の供給等公益的機能の強化が図られることなどへの理解度が浸透していないのが実状です。

このような中、令和元年11月には、経済同友会が中心となり、「木材利用促進全国会議」が各地の経済同友会や各都道府県・市町村等の地方自治体、企業や団体の参加を得て、木材の利用促進について全国規模で展開する会議が設立されております。

こうした利用に向けた機運や木材利用の効果や利用することの意義を都民や関係企業にこれまで以上に普及・PRし、住宅等への利用を促すなど、「とうきょうの木」としての付加価値を高め、川上・川中・川下が連携した取組みに向けての強化に加え、木材利用ポイントの導入等の新たな取組みも開始されていることを鑑み、大消費地である都心部での従前以上に「とうきょうの木」の普及・PRの強化に向けた取組みを要望いたします。

3 森づくり推進プランの着実な推進

東京の森林は、技術者の不足、シカによる森林被害の深刻化、相次ぐ自然災害の対応、また林業事業体の経営基盤強化、「とうきょうの木」の利用拡大、基盤となる林道整備促進、更には、森林所有者の高齢化の進展に伴い、森林への関心が希薄となる等様々な課題を抱えております。

このような環境下、東京都では令和3年6月に「森づくり推進プラン」を改訂し、期間を令和3年度より12年度までの10年間の計画と定め、基軸1として「森林整備を促進し公益的機能を高める森林整備」、基軸2「生産性と公益性の高い林業経営」、基軸3「多摩産材をはじめとする国産木材の需要拡大」、基軸4「都民や企業による森林利用の拡大」の4つの基軸を定め森林整備と林業振興に向けた取組みを展開することとしております。

このような取組みを計画的かつ着実に推進し、東京フォレストビジョンの実現に向けて、東京都の既存計画や「森づくり推進プラン」を含め具体的な取組みを具現化し、東京の森林の将来に夢と希望が持てる仕組みの構築を要望いたします。

4 国の森林環境譲与税の有効活用に向けた支援強化

平成31年4月1日より国の森林経営管理制度が施行され、本制度導入に伴い、東京都が主体となり森林を有する6市町村（八王子市、青梅市、あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町）と連携し、制度運用等を担う「東京都森林経営管理制度協議会」が令和2年11月に設立され、東京都森林組合も協議会事務局の一員として参画しております。

森林経営管理制度では、市町村が実施する意向調査やその調査結果に基づき、経営管理意欲がない森林所有者から市町村が委託を受け、林業経営に適した森林は意欲と能力のある林業事業体に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が自ら管理するシステムとなっております。

また、森林環境譲与税における現状の譲与基準は令和6年度より一部改正されたものの、森林面積だけでなく、人口による按分により23区を始め森林が存在しない多摩地域の市に相応の配賦がされていることに鑑み、引き続き東京都の主導による連携協定の促進を行い林業関係団体等への情報の提供を図りつつ、森林環境譲与税を財源として「とうきょうの木」の利用拡大や多摩の森林整備の活用に向けて、積極的な働きかけや指導等行うよう要望いたします。

2024年12月16日

東京都知事
小池百合子様

一般社団法人スタートアップエコシステム協会
代表理事 藤本 あゆみ

要 望 書

2022年11月に策定された”Global Innovation with STARTUPS”から2年。スタートアップを取り巻く環境は変化、そして進化をしています。昨年11月にはTokyo Innovation Baseがプレオープン、5月のSusHi Tech Tokyo 2023は参加者4万人以上を動員し、世界と繋がるスタートアップエコシステムの形成が着実に進んでいます。戦略の骨子である10x10x10(グローバル10倍、裾野の拡大10倍、官民共同10倍)は着実に進行しているものの、世界各国のスタートアップエコシステム形成は、さらなるスピードで進んでいます。さらに取り組みの早さ・深さを実現し、スタートアップを通じたイノベーション創出で世界をリードするため、以下の取組の実施を、一般社団法人スタートアップエコシステム協会として東京都に要望いたします。

1. 成長産業創出のためのダイバーシティの実現
2. 全世界のスタートアップ政策関係者の集結
3. グローバルスタートアップ支援プログラムの誘致
4. ”ダッシュボード”による海外に向けた広報の強化
5. 海外投資家の誘致
6. Tokyo Innovation Base 2.0の検討
7. 事業会社によるスタートアップのプロダクトの活用”ベンチャークライアントモデル”
8. スタートアップの採用強化とスタートアップ関係人口の増加

東京都の職員のみなさまがご尽力されている取り組みをより一層加速いただくとともに、重点領域を強化することにより、Global Innovation with STARTUPSを実現し、東京を世界で最も輝く都市としていただくよう、必要なリソースの投入をお願い申し上げます。

1. 成長産業創出のためのダイバーシティの実現

スタートアップエコシステムにおけるDEI(多様性・公平性・包摂性)のより高いレベルでの実現は、イノベーションを促進し、競争力を高めるために欠かせない。経済成長に寄与するだけでなく、多様な視点を取り入れた解決策を生むためにもDEIの実現は重要である。そもそも、偏った経営陣(例えば、画一的なジェンダーや人種)のスタートアップが、海外の投資家や事業会社から敬遠されることも多く、真に成長するスタートアップを創出するためには多様な人材が活躍するエコシステムを構築しなくてはならない。

既に様々な団体がDEIの推進・実現に向けて活動をしているが、点在しているため個々の活動について十分に知る機会が少ない。Tokyo Innovation Baseを結節点としたDEIを促進するためのイニ

シアチブを発足し、様々な団体がイニシアチブを起点として活動しやすく、また連携しやすくなるための仕組み構築の支援を要望する。また、多くの団体は任意団体として活動しており十分な予算がないため、イニシアチブを通じた予算支援を検討いただきたい。

なお、昨今、スタートアップ界隈におけるセクシャルハラスメントに関わる報道も数多く見受けられる。セクシャルハラスメント防止はDEI実現のための施策の一部に過ぎないが、昨今の関心の高まりに応えるため、セクシャルハラスメント防止をはじめとした施策を含め、多様な人材が活躍できるための環境作りを早急に行うことが求められる。

2. 全世界のスタートアップ政策関係者の集結

これまで、SusHi Tech Tokyoをはじめ、広く世界中のテクノロジー関係者やスタートアップ関係者の日本への誘引は着実に進んできた。次のステップとして、よりコアなスタートアップ政策関係者が東京に集い、エコシステムについての議論を深め、発信をしていくことである。そのようなプロセスを通じて、東京都がスタートアップ政策のリーダーとしての地位を築き、さらに多くのスタートアップや投資家を誘引することができる。例えば、気候変動に関する政府間パネル(COP)や科学技術と人類の未来に関する国際フォーラム(STSフォーラム)は、世界中の政策決定者が集うことで、政策リーダーとして都市の強みを確立することに貢献してきた。

なお、世界最大のスタートアップ政策関係者の集いであるGlobal Entrepreneurship Congressは、持ち回りで行われている(2022年はサウジアラビア、2023年はオーストラリア)。この国際会議は、世界中のスタートアップ関係者が一同に集う場である。世界各国のスタートアップ関係者にとって”未知の国”と位置付けられる日本が、スタートアップ業界において重要な国として位置付けられるには、Global Entrepreneurship Congressのような会議の開催は有効な手段と考えられる。東京都として、世界をリードする都市として、Global Entrepreneurship Congressを誘致し、全世界からスタートアップ政策関係者が集う場を用意することで、スタートアップ政策のリーダーとしての地位を確立いただきたい。

3. グローバルスタートアップ支援プログラムの誘致

Tokyo Innovation Baseの3Fを活用した、グローバルでスタートアップ支援プログラムを展開する企業の誘致を提案したい。

東京が国際的なスタートアップエコシステムとして注目されるためには、海外のスタートアップ、投資家、支援者を誘致することが重要だということは今までも議論されている。グローバルのエコシステムへ派遣するプログラムは多くあるが、一部のスタートアップに限られ、また海外のスタートアップと交流する機会は殆どない。海外のスタートアップ支援プログラムを誘致し、東京で実施することにより、海外のスタートアップの誘致も同時に行い、グローバルレベルのスタートアップ支援プログラムを東京で受けることが可能になる。グローバルの視点を持ち、また経験することがなければ世界市場を目指し、活躍するスタートアップは生まれないと改めて主張したい。

4. ”ダッシュボード”による海外に向けた広報の強化

グローバルスタートアップエコシステムの窓口になる、エコシステムの見える化を目的としたダッシュボードの構築を、昨年度に続き提案したい。フランス、オーストリア、ドイツなどの欧州は従来より行っていたが、カナダやオーストラリアなどもダッシュボードを近年公開し、スタートアップエコシステムの見える化とグローバルへの発信を行っている。

この1年を見ても既存事業者ではグローバル発信をほとんど行っておらず、引き続きグローバルエコシステムからは情報の問い合わせが多く寄せられている。現時点でもスタートアップの数、投資家

の数、スタートアップ支援者の数、スタートアップ関連政策の実施状況をはじめとしたスタートアップエコシステムの情報を一覧性を持って把握するツールやWebサイトが存在しない。そういったダッシュボード(一覧性のある情報源)があれば、海外の起業家や投資家に対して、東京のエコシステムの状況を発信することが可能となり、多くの企業や人材を海外誘引するとともに、政策の実施状況の可視化・透明化を行い理解者や協力者を増やしていくことが可能となる。東京都には、引き続きグローバルに通用するスタートアップエコシステムのダッシュボードの構築を要望する。

フランス <https://ecosystem.lafrenchtech.com/intro>

オーストリア <https://austria.dealroom.co/intro>

ベルリン <https://startup-map.berlin/intro>

オランダ <https://startupmap.iamsterdam.com/dashboard>

カナダ <https://ecosystem.startalberta.ca/intro>

オーストラリア <https://australia.dealroom.co/>

5. 海外投資家の誘致

米国のスタートアップへの投資額に比べると、我が国におけるスタートアップへの投資額は1/50以下と言われており、我が国の投資家からの資金調達だけでは、スタートアップのグローバルな成長は見込めない。そのため、東京からより多くのユニコーンを生み出していくためには、海外投資家を誘致し、日本のスタートアップへの投資を促していくことが求められる。海外投資家が日本に拠点を設け、日本のスタートアップに投資をしていくための誘致をしていただきたい。例えば、2024年のSusHi Tech Tokyoではサイドイベントとして、投資家向けイベント”SusHi Tech Investor Day”も開催され、多くの投資家が来日するきっかけとなった。2025年はSusHi Tech Tokyoに合わせ、海外投資家絵へのPRや、日本の投資家・事業会社との引きあわせ、日本での活動のサポートなど、本格的な誘致活動を実施すべきである。

6. Tokyo Innovation Base 2.0の検討

間もなくプレオープンから1周年を迎えるTokyo Innovation Base(TIB)は、東京のスタートアップエコシステムにとって大きな存在となっており、様々な情報や人が国内外で繋がる結節点となっている。一方で、今のままでは”場の提供”が中心となり、ハブとしてよりエコシステムを活性化する役割は果たしきれない。また、STATION Ai、Fukuoka Growth Next(FGN)、大阪うめきた2期におけるJAM BASEなど全国のスタートアップハブも成長している。東京だからこそ必要なエコシステムハブの在り方について、今後のTIBのあり方や次期拠点を含めて早期に検討委員会の発足が必要と考える。特に、金融都市東京の観点でも、”グローバル”との連携が必須になっていく中で、どのような連携が必要なのか、なぜ東京がその役割を果たすべきなのかを基本的なところから検討すべきである。

7. 事業会社によるスタートアップのプロダクトの活用”ベンチャークライアントモデル”

スタートアップエコシステム拡大において事業会社とスタートアップ連携は必要不可欠な要素である。そんな中、2015年よりドイツで考案・実施され、近年、新しいオープンイノベーションの手法として注目を集める「ベンチャークライアントモデル」が日本でも活用が始まってきている。

同手法は、大企業やCVCがスタートアップに対して出資を行う事なく、大手事業会社が自社のビジネス基盤を活用しつつスタートアップの顧客になることで、スタートアップと事業会社が対等な立場で

事業成長を加速するモデルの一つとして評価されている。「ベンチャークライアントモデル」活用の目的は新規事業共創のみならず、事業会社における既存事業の改善も対象とし、戦略的な利益向上を実現することである。対して、スタートアップにとっても大手企業を顧客とする機会が増え、売上はもちろん、実績への貢献も大きい。出資が伴わない手法という事で事業会社はレイターステージの有望スタートアップとも事業連携が拡大するのもベンチャークライアントモデルのメリットだと言われている。

2023年末頃より日本企業でも少しづつ取り入れられてきている手法ではあるが、まだまだ大手事業会社ではスタートアップのソリューションを調達する為の与信審査がハードルとなっており、浸透しづらい状況となっている。そこで、都からベンチャークライアントモデルの導入に伴うスタートアップのソリューション調達費用を一部支援する形をご検討いただきたい。

8. スタートアップの採用強化とスタートアップ関係人口の増加

スタートアップの成長には、採用が欠かせない。そして、多くのスタートアップにとって採用が課題になっていることがスタートアップエコシステム協会の調査でも明らかになっている。一方で、人材紹介会社への紹介費用をはじめ、採用のためにかかるコストも高く、必要にも関わらず採用をせず、十分な事業成長が叶っていないスタートアップも多い。中途採用支援の「Startup Career Fair」、インターン採用支援の「Statup Internship Fes」など、東京都がここ数年取り組んでいる支援プログラムがあるが、より採用を加速するために、スタートアップが必要な採用を躊躇わないための支援プログラムが必要になる。具体的には、初期費用の負担軽減を目的とした補助金プログラムの制定などが必要である。

以上

**令和7年度
東京都予算等に対する要望書**

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部

6全日都協発第18号

令和6年10月18日

東京都知事

小池百合子様

公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部

本部長 中村 裕昌

要望書

公益社団法人全日本不動産協会東京都本部は、令和7年度東京都予算等に対し、以下の要望をいたします。

知事におかれましては、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年度 東京都予算要望

1 住環境の整備に関する要望

(1) 住宅セーフティネット制度の普及促進に向けた支援について

東京都は、セーフティネット住宅（東京ささエール住宅）の登録促進を進めており、専用住宅については、令和4年3月に策定した東京都住宅マスタープランで、2030年度末までの登録目標を3,500戸とし、昨年度末現在で766戸の登録となっている。

当本部の要望を踏まえ、東京都は昨年度から「東京ささエール住宅貸主応援事業」及び「東京ささエール住宅居住支援法人等応援事業」を実施しており、専用住宅の登録に向けて改善を図っている。制度の更なる活用に向けては、利用のための条件を緩和し貸主に取ってより使いやすいものにする必要があり、例えば、「貸主応援事業」を活用して専用住宅に登録する場合、専用住宅として原則10年間維持する必要があることに加え、「居住支援法人応援事業」ではマスターリース契約を交付決定後に行わないといけいなどが利用の条件となっている。

また、目標達成のためには、不動産事業者を通じて貸主の協力を得ることが必須であり、当本部においても、会報誌などにより会員向けのPRへの協力などを行っているが、更なる普及啓発が必要である。

こうした状況を踏まえ、都は「貸主応援事業」及び「居住支援法人等応援事業」の更なる活用促進に向けて、貸主にとって利用しやすい制度となるよう制度を改善するとともに、制度の普及啓発をさらに強化することを要望する。

(2) 東京こどもすくすく住宅の供給促進に向けた支援について

東京都においても、望む人誰もが安心して子供を産み育てやすい社会を実現するためには子育てに適した住宅の供給が急務であることから、昨年度から「東京こどもすくすく住宅認定制度」を開始し、併せて創設した認定住宅の整備費への直接補助制度等により認定戸数が大幅に増加

している。

一方、昨今の工事費の高騰も踏まえると、新築住宅に加え、都内の住宅ストックの大部分を占める既存住宅の改修における取組を一層進めていくことが重要である。

また、現在の制度は集合住宅が対象となっているが、戸建住宅においても転落防止などの子供の安全確保や防犯性の向上などが必要であり、認定制度、補助制度を戸建住宅に対象を拡大し、取組を一層推進していくべきと考える。

そこで、整備費に対する都の補助等について増加する需要に応じた措置を十分に講ずるとともに、既存住宅における認定取得の促進や、新たに戸建住宅についても認定制度の創設や供給促進策について要望する。

(3) 空き家の活用に向けた取組について

国の統計によると都内には空き家が約 90 万戸あり、また、65 歳以上の高齢者が住んでいる、いわゆる「空き家予備軍」も同数程度控えていることから、将来、空き家が更に増えることが懸念される。「空き家予備軍」の空き家化を防ぐために、所有者の方々にアプローチし、早期に対応を促すことが重要な視点である。

空き家の処分に当たっては、売却・賃貸はもとより、地域の資源として活用していくことも考えられる。東京都は、空き家ワンストップ相談窓口を開設しており、空き家所有者や活用希望者のマッチングを実施していることから、こうした仕組みを十分に活かし、空き家の活用を一層推進することが必要である。

特に、空き家を処分しようとしても、家財が未整理であるために活用が進まないケースが多く見受けられる。所有者の金銭的負担等も相まって空き家の流通や活用、解体を妨げる要因のひとつとなっている。都内には支援を必要としている空き家の数も多いことから、家財整理について十分な後押しが必要である。

相続の前段階において、当事者意識を喚起するような普及啓発に取り組み、空き家への対応を促進されたい。特に、所有者の介護施設への入所等の際に空き家が発生するケースが多いことから、効果的な情報提供に取り組みされたい。

空き家の所有者や空き家の活用を求めている方とのマッチングの円滑な促進に向け、当事者の同意を得たうえで、空き家の情報や利活用のニーズを広く公開する仕組みを検討されたい。家財整理や解体に対する補助についても、支援の一層の充実を図られたい。

(4) 既存住宅流通の活性化に向けた取組について

東京都は、令和5年3月に策定した「東京における空き家施策実施方針」において、空き家施策における視点の一つに「既存住宅市場での流通促進」を掲げ、住宅ストックの質の向上及び住宅に係る取引の安全・安心の確保を図ることとしている。

既存住宅を、消費者が安心して選択できるような魅力あるものにしていくためには、新築時からの維持管理期、売買時までの全体を通じて住宅の品質及び性能が確保され、取引時にそれが明らかになり、その価値が適切に評価されるような市場の形成が必要である。

東京都は、当本部からの要望を踏まえ、昨年度から既存住宅を良質な住宅に改修して適正な評価の下で流通させる取組を行う民間事業者に対し、仕組みの構築費や改修費の一部を直接補助する既存住宅流通促進民間支援事業を開始している。

既存住宅市場の活性化のためには、このモデル的な取組事例を広く普及させていく仕組みづくりが必要であり、そのためには、より多くの民間事業者から提案を募ることが重要であるが、本事業の認知度不足や応募要件が複雑であることなどの課題がある。

以上のことから、今後さらに既存住宅流通促進民間支援事業が利用されるよう、認知度向上に向けた広報の実施や、民間事業者からの意見を踏まえた要件の緩和等を図られたい。

また、既存住宅の流通活性化に向け、国に対し更なる建物評価手法の活用や住宅ローン減税の拡充などを働きかけるとともに、都においても既存住宅流通民間支援事業を通じて得られた参考となる有効な事例や既存住宅購入のメリットを事業者・都民双方に発信するなど、既存住宅流通が普及・定着するような新たな取組について検討されたい。

2 都市づくり・防災に関する要望

(1) 無電柱化のさらなる推進

東京都においては、平成 29 年に都道府県で初となる東京都無電柱化推進条例を制定し、令和 3 年には 7 つの戦略を掲げた「無電柱化加速化戦略」を策定するなど、無電柱化を計画的に推進していると認識している。これらの取組により技術的な改善や無電柱化に関する法的な整備などが進み、都道においては東京都無電柱化計画に基づく整備対象延長に対する都道の地中化率は 46% となっており、さらにセンターコアエリアの整備は既に 100% 達成されているところである。

しかしながら、国土交通省の令和 3 年度のデータによると都内の国道、都道、および区市町村道全体の無電柱化率は一桁台にとどまるなど依然として厳しい実施率となっており、今後も多くの財源と人的な資源の投入が必要となっている。

そのため、無電柱化をさらに加速するには、今後も巨額の財源を長期かつ安定的に確保することが求められることから、整備計画に基づき整備を積極的に進めるとともに、国に対しても引き続き、通常の補助に加え、防災や減災、そして国土強靱化のための 5 か年加速化対策について別枠で確実に確保するように国に働きかけるよう要望する。

(2) 防災および減災都市実現を可能とするまちづくりの実現に向けて

東京都では都民が安全・安心を確保できる強靱で持続可能なセーフティネットを実現するために、令和 5 年 12 月に「TOKYO 強靱化プロジェクト」をレベルアップしている。

折しも、能登地震が発生し、災害対策の重要性が再認識されているところであるが、東京都においてはこれまで、耐震化事業等の減災対策の充実強化に取り組んできており、被害想定も縮減されているところである。

しかしながら、依然として大規模な風水害や首都直下地震、そして、富士山等の大規模噴火災害のリスクを抱えており、防災、減災、そして事前復興の取組みを継続して強化していくことが求められている。

平時においても住宅確保要配慮者の住宅確保は困難を極めており、大規模災害の発災時にはこれらの災害弱者がさらに困難な避難生活を送ることになることは明らかである。災害対策の主体は区市町村であるが、実効性のある災害対応を効果的に実施するには広域的自治体である東京都のリーダーシップが必要不可欠である。

能登地震でも問題が顕在化した避難所や仮設住宅の確保については、東京にあっては

2019年の台風19号での多摩川での水害の際にも明らかになったように、避難所に入れなかった住民がいるなど、対象となる避難可能な施設や仮設住宅の建設用地が大幅に不足している。その確保は喫緊の重要課題となっており、都もその対策に取り組んでいるところであるが、引き続き区市町村との連携を強化し、これらの課題に積極的に取り組むことを要望する。

(3) 脱炭素社会の実現に向けた「ゼロエミッション東京」の実現に向けて

東京都は2050年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとする2019年に策定・公表した「ゼロエミッション東京戦略」をアップデートし、取組を加速させており、2030年までに二酸化炭素排出量の50%削減を目指し、本格的な脱炭素社会に向けて積極的に取り組んでいるところである。

当本部においても都の関係部局の協力を得て、不動産取引に関する省エネ・再エネの研修等を実施する等、会員事業者への啓発活動を行っている。

ゼロエミッションが実現すると有資源の削減や再利用は処理コストの削減につながり、環境に配慮したまちづくりの一助となる。しかしながら、省エネルギーな都市づくりに貢献するための必要な太陽光発電設備等のエネルギー供給に関するインフラ整備は多額の費用を要するとされている。

東京都では国や他の自治体より先行する形で助成制度等を充実させてきているが、脱炭素社会のさらなる実現に向けては、さらに多額の財源が必要となっており、太陽光発電システムや再生可能エネルギー利用設備の導入促進に際しては、今後も継続的で手厚い助成が必要不可欠である。

長期的なゼロエミッション化が実用される社会が形成されるためには、引き続き、生産・行政・民間団体・都民が連携し、社会の仕組みを再構築できる効率的な情報発信と機運醸成に取り組むことが求められる。

また、太陽光発電システムや蓄電システムについては廃棄から再利用までの高度循環利用に向けた新たな仕組みづくりに引き続き努めるとともに、非ガソリン車、特にZEVの普及についても、エネルギー供給のインフラ整備の促進等についてそれぞれの課題を先取りして解消し、普及にブレーキがかからないように、これまでのように東京都が全国の自治体を先導するかたちで取り組むなど、引き続き積極的な事業展開に努めていただきたい。

3 中小不動産業者へのセーフティネットに関する要望

(1) 中小事業者の厳しい経営環境に配慮した支援策の充実について

新型コロナウイルス感染症の5類移行後もその影響を払拭できない中、物価や人件費が高騰するなど、業績が悪化し経営の安定に支障が生じてし

もうケースが後を絶たない中、新型コロナの対応融資を利用した事業者においては返済が始まっている。

また、政府系金融機関の実質無利子融資（ゼロゼロ融資）の取扱いも終了することから、セーフティネット制度の効果的な運用とともに資金繰り等についてのきめ細かな支援策の充実を求める。

（2）セーフティネット保証制度の柔軟な運用等について

国の「再生支援の総合的対策」では、セーフティネット保証第4号（中小企業信用保険法第2条第5項第4号）は令和6年6月30日をもって終了するとされていることから、引き続きセーフティネット第4号制度の堅持と保証率100%の維持を継続され、延長措置に加えて、事業者からの返済猶予や借換えなどの要請に柔軟な対応するように国へ働きかけをお願いしたい。

また、セーフティネット保証第5号の保証料率は現在、5年以上80%で運用されている。中小事業者一人ひとりが持続可能で安定的な事業運営を継続していくためにはセーフティネット制度を最大限に活用し、経営計画の刷新や設備投資導入による資金調達のために現状の保証料率を100%に戻すなど、保証制度の柔軟に運用し、金融機関からの融資をより有利に進められるよう要望する。

令和7年度東京都予算等に対する要望

一般社団法人東京都中小建設業協会
会長 渡邊 裕之

【要望事項】

1. 公共事業費の確保と予算の執行について

- (1) 投資的経費の確保と混合入札の是正
- (2) 都民生活に直結する施設、インフラ等に対する予算及び維持修繕予算の確保
- (3) 公共事業費予算における高い執行率の確保

東京都財政は、諸々の要望をかかえ、多額の資金需要のあることは十分理解しておりますが、東京都の更なる都市基盤整備のためには公共事業費の確保は欠かせません。また、中小建設業界においても国内外の種々な影響を受け、引き続き新規受注が減退しており、競争激化が進んでいることから、投資的経費の確保と混合入札の是正を要望いたします。

昨今、工事の大型化が進んでおり、地場の中小建設会社による受注がより一層困難になっております。東京都の公共投資は大型施設のみではありません。都民生活と直結する社会福祉施設、道路、上下水道、学校等に対する予算、そして維持修繕等の小・中規模工事についても十分な予算確保を要望いたします。

さらには、これらの公共事業費に対する予算について、高い執行率において確実に消化していただくよう要望いたします。「魅力ある建設業」であるために、十分な予算の確保と高い執行率における予算の消化は、切り離さずに実行していただきたい。

2. 高騰する建設資材価格等への対応について

昨今の著しい物価高騰を受けて建設業界は大変な負担を強いられております。東京都におかれましては、「片務性を解消するため、受注者のみに通常合理的な範囲を超える価格の変動を負担させない」ことを趣旨として、3つのスライド条項を工事請負契約書第24条に定めていただいております。

しかしながら、今般の経済状況下では、通常合理的な範囲を超えているにもかかわらず、現行の制度、運用方法では、受注者の負担が増える一方のため、下記2項目を要望いたします。

- (1) 設計価格と実勢価格の乖離の解消（参照：別紙資料）

設計変更は、受発注者ともに大きな時間と労力を費やすため、原設計における単価を適切に設定し、設計価格と実勢価格の乖離を解消していただきたい。

(2) スライド対応部署の創設

スライド条項の適用における手続きは受発注者双方にとって非常に煩雑であり、通常業務を圧迫することから適用に至らない事例もございます。東京都におかれましては、別途担当部署を設ける等の対応により負担の軽減を図り、必要としている全ての工事でスライド条項が適用されるよう検討いただきたい。

3. 働き方改革の推進について

持続的な建設業発展のために、業界を挙げて更なる働き方改革の推進に取り組んでおりますが、依然として山積している課題の解決には発注者の理解と協力が不可欠です。以下4項目についてご検討をお願いいたします。

(1) 週休2日制実施に伴う労務費および管理費の引上げ

週休2日工事における設計労務単価の補正係数は、国土交通省に準じて1.05となっておりますが、建設現場で働く技能労働者の給与体系は依然として日給月給制がほとんどであり、これまでの6日間労働と同様の賃金を支払うには労務費の補正係数が1.2以上である必要があります。働き方改革の推進、ならびに技能者の生活を守るためにも、労務費引き上げに一層のご配慮をお願いいたします。

さらには、技術者の処遇改善には現場管理費の引き上げも不可欠であり、東京都は他の自治体に比べ物価水準が著しく高いことから、全国一律の設定ではなく東京都独自の設定が必要と考えます。

(2) 適切な工期設定および書類作成期間等の工期の長期化に伴う経費の計上

まず、現在の工期設定において、週休2日制で工事を完了することは極めて困難であることを実態としてご理解いただきたい。加えて、時間外労働への上限規制に適応すべく、従来よりも短い時間での作業を宣言している専門工事の業界もございます。

逼迫した工期の中で、更に1日の作業可能時間も短くなっていくことから、工期設定の見直しを要望いたします。

建設局におかれましては、書類作成期間を設定していただきましたが、制度活用時の経費は受注者負担となっておりますので、適切な経費の計上を併せて要望いたします。

建設業界の働き方改革推進には、工期の長期化が不可欠ですが、同時に、それに係る経費もまた必須です。特に、中小建設業者においては、こうした経費が経営を圧迫しており、人手不足解消の前に業界が破綻することは明らかですので、ご検討をお願いいたします。

(3) 工事書類の削減・簡素化

時間外労働時間の削減には、工事書類の削減・簡素化が不可欠であります。東京都におかれましては、昨今工事書類の削減・簡素化の必要性をご理解いただき、国土交通省で使っている「土木工事電子書類スリム化ガイド」などに準じた取り組みを進めていただいておりますが、国や他自治体と比べても、内容としてはまだ不十分となっております。JIS マーク表示制度の活用など材料確認の簡素化にも取り組んでいただき、現状から50%の削減を目標に、今以上のスピード感で取り組みを進めていただきたい。また、受注者が工事成績評定を意識して書類の見栄え・必要以上の書類を作成し、発注者においてはそれを評価することがないように、工事成績評定項目別評定表の記載の見直しをお願いいたします。

検査内容や手法については、都独自ではなく、国や他自治体と同様にさせていただくことで、書類の削減にも大いに寄与するとともに、監督員と検査員の重複確認が解消され、受発注者双方の負担が軽減できると考えております。

併せて国で品質確保のために使用している、施工プロセスチェック等の導入もお願いしたいと思います。書類削減・簡素化においては、発注者での調査状況と、実際の運用状況には乖離があることもございます。業界団体と連携し、実態を把握したうえで推進をお願いいたします。

(4) 工事書類の分業化に伴う経費率の上昇

時間外労働時間の上限規制に適応するために、これまで技術者が作成していた工事書類を選任の担当者が行う分業化が進んでおり、中小建設会社でもスタンダードとなりつつあります。

ただし、現状こういった取り組みをした場合の経費は発注者では想定されておらず、“受注者努力”として経営を圧迫する一因となっています。

働き方改革の更なる推進のために、工事書類分業化の際の発注時の経費計上を要望いたします。

4. 災害防止対策の推進について

(1) 工事現場での熱中症対策に対する予算確保

工事現場では、近年激しさを増すばかりの猛暑から労働者の安全を守るべく、熱中症対策として、これまで以上に定期的かつ複数回の休憩時間の確保や状況に応じた工事の休止が必要となっております。

東京都では、熱中症対策に関する費用として現場管理費補正を試行していただいておりますが、これらの対策に対して、現行の現場管理費補正では十分とはいえません。補正係数の1.2から1.5への引き上げを要望いたします。

また、真夏日の計測方法では、設定気温が30度以上となっておりますが、新型コロナウイルス対策時と同様に28度以上へ変更をお願いします。マスク着用が少なくなった現在でも、28度で既に熱中症のリスクは非常に高くなっておりますので、設定気温の引き下げをお願いいたします。

また、「熱中症警戒アラート」発表時には、発注者からの工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に関する予算確保を要望いたします。

(2) 集中豪雨対策に対する予算確保

近年の集中豪雨は、その頻発化から工事に与える影響がますます大きくなっており、集中豪雨に伴う工事中止に関する設計変更手続きは、受理されない事例もあることから、必要としている全ての工事において適用されるよう、確実な運用を要望いたします。

さらには、集中豪雨の発生については事前に高精度で把握することができるため、発注者からの事前の工事中止指示の発出および、工事中止に伴う費用についての実費精算をお願いしたく、これらの施策に対する予算確保を要望いたします。

(1) (2) の施策を講じることで、工事現場における労働環境の向上につながり、担い手確保に寄与することと確信しております。

5. 若手人材の確保・育成について

技術者育成モデルJV工事は、中小企業にとって若手技術者の育成のための大変貴重な機会であります。しかしながら、入札参加条件の第一順位企業は大企業のみに限られているため、中小企業育成の観点から、該当業種A格付企業（都内本店中小企業を含む）の追加を要望いたします。

A格付の中小企業は、東京都発注工事の入札において「技術者育成モデルJV工事」対象工事の規模以上の工事案件に単体及び第一順位企業として参加しており、また、優良工事表彰を受けている企業も多く、第二順位企業が技術を学ぶ対象として申し分ない技術力を所有しております。

このことから、共同企業体工事の目的である「中小企業の技術力研鑽の機会を創出し、建設業全体の技術力の確保・向上を図ること」が可能であると考えます。

6. 共同企業体工事におけるJVの義務化について

共同企業体工事における中小企業の受注機会の確保と工事实績の確保のために、建築工事6億円以上、土木工事5億円以上の工事発注に関して、JV結成義務化を要望いたします。現行制度では、中小企業を含む“実績のある”企業のみ受注機会の確保が可能であり、実績の少ない企業は参入ができない状況になっています。

7. 建設業における脱炭素・資源循環の取り組みについて

カーボンニュートラルに向けて、中小企業向けに、スコープ3を含めたCO2排出算定システムの導入・開発費用やコンサルタント費用を助成していただきたい。

8. カスタマーハラスメント防止条例の適切な運用について

東京都におかれましては、全国初の「カスタマーハラスメント防止条例」の制定に向け、積極的な検討をされているとお聞きしております。対象に官民を問わず、様々なケースを想定していると新聞報道などで確認しておりますが、建設工事においても、職員がカスタマーハラスメントに該当する行為を受け、就労意欲の減退や辞職に至るといった事例が起きております。

建設工事でカスタマーにあたるのは、発注者である都の担当者や、工事現場の近隣住民ですが、いずれの場合にも、施工業者との対等な関係が維持されるよう、ガイドライン作成をお願いいたします。

また、建設工事における事例の想定にあたっては、建設業界団体へのヒアリング等も実施し、実状の把握に努めていただけますようお願いいたします。

以上

東京都材料単価比較（令和6年）

（別紙）

	品名	規格	4月				5月				6月			
			設計価格	購入価格	差額 (購入価格 -設計価格)	比較 (購入価格 /設計価格)	設計価格	購入価格	単価差	比較 (購入価格 /設計価格)	設計価格	購入価格	単価差	比較 (購入価格 /設計価格)
1	生コン（ベース金額）	18-18-20 N BB H	18,500	18,767	267	101.44%	18,500	19,433	933	105.05%	18,500	19,433	933	105.05%
2	生コン	18-8-20 N BB H	18,658	23,667	5,009	126.84%	18,658	21,675	3,017	116.17%	18,658	20,350	1,692	109.07%
3	生コン	21-8-20 N BB H	18,891	21,200	2,309	112.22%	18,891	21,950	3,059	116.19%	18,891	20,767	1,876	109.93%
4	セメント	25kg	605	750	145	123.90%	605	790	185	130.50%	605	762	157	125.88%
5	中目砂		5,715	9,067	3,352	158.65%	5,715	9,675	3,960	169.29%	5,715	10,250	4,535	179.35%
6	異形棒鋼	SD295A D13mm	116	196	80	168.97%	116	196	80	168.97%	116	172	56	147.84%
7	異形棒鋼	SD295A D16~25mm	114	194	80	170.18%	114	194	80	170.18%	114	171	57	149.56%
8	異形棒鋼	SD345 D13mm	121	193	72	159.50%	121	193	72	159.50%	121	172	51	141.74%
9	異形棒鋼	SD345 D16~25mm	119	193	74	162.18%	119	193	74	162.18%	119	172	53	144.12%
10	H型鋼材	H-200*200*5.5 厚8mm	120	167	47	139.17%	120	167	47	139.17%	120	147	27	122.50%
11	再生アスファルト混合物	再生密粒	9,629	11,500	1,871	119.43%	9,629	12,083	2,454	125.49%	9,629	11,100	1,471	115.28%
12	再生アスファルト混合物	再生粗粒	9,429	10,720	1,291	113.69%	9,429	10,920	1,491	115.81%	9,429	10,460	1,031	110.93%
13	アスファルト混合物	密粒 13mm	11,658	14,240	2,582	122.15%	11,658	14,675	3,017	125.88%	11,658	13,975	2,317	119.87%
14	アスファルト混合物	粗粒 20mm	11,458	14,067	2,609	122.77%	11,458	14,400	2,942	125.68%	11,458	13,725	2,267	119.79%
15	アスファルト混合物	細粒	11,858	15,733	3,875	132.68%	11,858	16,067	4,209	135.49%	11,858	16,175	4,317	136.41%
16	アスファルト混合物	密粒改質Ⅱ型	13,458	16,875	3,417	125.39%	13,458	17,125	3,667	127.25%	13,458	15,975	2,517	118.70%
17	アスファルト混合物	粗粒改質Ⅱ型	13,458	15,967	2,509	118.64%	13,458	16,300	2,842	121.12%	13,458	15,700	2,242	116.66%
18	アスファルト混合物	排水性	15,158	17,733	2,575	116.99%	15,158	18,067	2,909	119.19%	15,158	17,100	1,942	112.81%
19	ガソリン	レギュラー	155	172	17	111.18%	154	171	17	111.26%	155	167	12	108.00%
20	軽油	軽油税込価格	139	151	12	108.63%	138	150	12	108.94%	139	149	10	107.19%
21	コンクリート型枠用合板	12*900*1800	1,830	2,810	980	153.55%	1,830	2,810	980	153.55%	1,790	2,840	1,050	158.66%
22	硬質塩化ビニル管	VU200*4m ゴム輪接手	8,800	17,588	8,788	199.86%	8,800	18,350	9,550	208.52%	8,800	20,368	11,568	231.45%
23	コンクリート境界ブロック『街渠用』	155型（歩車A）	1,020	1,393	373	136.52%	1,020	1,520	500	149.02%	1,020	1,358	338	133.09%
24	コンクリート境界ブロック『地先B』	150*120*600	675	937	262	138.77%	675	918	243	135.93%	675	853	178	126.30%
25	並木樹及び緑地帯用コンクリートブロック	1号 150*180*900	1,550	2,310	760	149.03%	1,550	2,360	810	152.26%	1,550	2,387	837	153.98%
26	街きよ用集水樹縁塊	665*600*150	12,600	15,900	3,300	126.19%	12,600	16,200	3,600	128.57%	12,600	16,380	3,780	130.00%
27	街きよ用集水樹ふた	鋼製網ふた 205A・155用	10,700	15,920	5,220	148.79%	10,700	16,310	5,610	152.43%	10,700	16,543	5,843	154.61%